

令和 3 年第79号議案

名古屋市職員定数条例の一部改正について

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月25日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「11, 684人」を「11, 696人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務等の実施に係る人員体制を強化するため、令和 3 年度における職員の定数を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{改 正 案}}{\text{改正案前}}\right)$

名古屋市職員定数条例（抜すい）

第 1 条 本市職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長の事務部局の職員

$\frac{11,696\text{人}}{11,684\text{人}}$

(3) }
5 } (略)
(10) }